

令和 7 年 1 月 2 0 日

市川市長 田 中 甲 様

市川市特別職報酬等審議会

会 長 田 口 安 克

市川市特別職の報酬等について（建議）

本審議会は、市川市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額及び退職手当の支給率について調査審議した結果、下記のとおり建議する。

記

現行の額及び支給率に据え置くことが妥当である。

なお、審議過程及び審議内容について、別紙のとおり報告する。

別 紙

1 審議過程

本審議會は、昭和53年10月に常設の審議會となって以来、過去20回の建議、1回の報告書の提出及び1回の市長からの諮問に対する答申を行ってきた。

その間、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料及び退職手当のあり方について、その職務の特殊性に応じて定めるべきものとするを基本とし、広く民意を反映させるための研究と検討を重ねてきた。

今回の審議會は、令和5年3月に市長から本審議會委員として委嘱されて以来、8回に及ぶ慎重な審議を行った。各回の審議の概要は、次のとおりである。

第1回（令和5年3月24日開催）

- ・市川市特別職報酬等審議會の概要について

第2回（令和5年7月21日開催）

- ・特別職について
- ・常勤特別職の職務と活動状況について
- ・議員の職務と活動状況について

第3回（令和5年10月26日開催）

- ・令和5年類似団体及び近隣市の特別職報酬等の状況について

第4回（令和6年1月25日開催）

- ・市川市一般職の職員の給与改定について

第5回（令和6年3月19日開催）

- ・市川市の財政状況について

第6回（令和6年7月11日開催）

- ・令和6年類似団体及び近隣市の特別職報酬等の状況について

第7回（令和6年10月25日開催）

- ・令和6年人事院勧告について 特別職の報酬等について
- ・建議に向けての調整

第8回（令和6年11月18日開催）

- ・建議について

2 審議内容

(1) 本審議会における検討の視点について

本審議会は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料及び退職手当（以下「特別職報酬等」という。）に関する建議を行うに当たっては、これまで、県内近隣市や全国類似団体における特別職報酬等の状況、本市の財政状況、本市一般職の職員の給与決定の状況、社会経済情勢等を検討事項とし、また、市民の目線をもって調査審議してきた。

(2) 特別職報酬等の状況について

① 現行額に改定された経緯

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の額は、平成18年12月27日に本審議会が行った引下げの建議を受け、平成19年4月1日に改定されてから据え置かれ、教育長の給料の額は、平成27年1月26日に本審議会が行った引上げの建議を受け、同年4月1日に改定されている。

また、市長、副市長及び常勤の監査委員の退職手当の支給率は、平成25年8月2日に本審議会が行った引下げの建議を受け、同年9月18日に改定され、教育長の退職手当の支給率は、平成27年1月26日に本審議会が行った引上げの建議を受け、同年4月1日に改定されている。

② 他団体との状況の比較

令和6年4月1日現在における特別職報酬等の他団体との比較は次の表のとおりであり、議員報酬及び給料月額については、近隣市の平均月額と比較した場合には、常勤の監査委員が下回っているほかは、上回る状況にある。一方、類似団体の平均月額との比較では、常勤の監査委員が上回っているほかは、全体的に下回る状況にある。また、退職手当については、近隣市と比較した場合には、教育長及び常勤の監査委員が下回っているほかは、上回る状況にあり、類似団体との比較では、全体的

に下回る状況にある。

- 市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給料の額（令和 6 年 4 月 1 日現在）

職 名	本 市	近隣市※	類似団体※
市 長	1,016,000 円	979,025 円	1,093,569 円
副市長	837,000 円	818,525 円	903,240 円
教育長	744,000 円	731,856 円	766,297 円
常勤の監査委員	621,000 円	696,100 円	617,147 円
議 長	724,000 円	602,781 円	742,303 円
副議長	652,000 円	539,944 円	675,303 円
議 員	604,000 円	510,534 円	626,266 円

※近隣市とは、千葉県内の住基人口規模 10 万人以上の市

※類似団体とは、住基人口規模 35 万人から 65 万人の市

※近隣市及び類似団体においては、平均額を記載している。

- 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の退職手当の支給額
（令和 6 年 4 月 1 日現在）

職 名	本 市	近隣市※	類似団体※
市 長	21,945,600 円	18,433,150 円	24,718,681 円
副市長	11,651,040 円	10,152,603 円	13,864,825 円
教育長	5,088,960 円	5,294,385 円	5,906,897 円
常勤の監査委員	4,471,200 円	5,218,960 円	5,200,536 円

※近隣市とは、千葉県内の住基人口規模 10 万人以上の市

※類似団体とは、住基人口規模 35 万人から 65 万人の市

※近隣市及び類似団体においては、平均額を記載している。

(3) 本市の財政状況について

我が国の経済状況としては、令和6年12月に内閣府が公表した月例経済報告によると、景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しているとされているが、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっているほか、物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとされている。

本市の財政状況に目を向けると、歳入の根幹である市税収入は、これまで着実に増収を続けて、現在は安定している。しかし、今後は子育て世代の転出に加え、人口減少等による減収が懸念される。

他方、歳出においては、少子高齢化などにより伸び続ける社会保障関係経費への対応や、クリーンセンター、斎場及び小学校の建て替えに伴う普通建設事業費の増加が見込まれるほか、老朽化した公共施設等への対応をするため、市債残高の増加が予想される。

したがって、現時点では財政運営上大きな問題を抱えてはいないが、決して楽観視せず、事業の選択と集中を行うとともに、引き続き、将来を見据えた持続可能な財政運営に努める必要がある。

(4) 本市の改定状況について

本市の一般職の職員の給与は、地方公務員法第14条第1項の「情勢適応の原則」及び同法第24条第2項の「均衡の原則」に基づき、人事院が国家公務員を対象に実施している人事院勧告の内容を踏まえて改定を行ってきた。

人事院は、令和6年8月8日付けで給与勧告を行ったが、その内容は、民間給与との較差に基づき、同年4月1日に遡及して適用する月例給の改定であり、俸給表について、若年層に特に重点を置きながら俸給表の水準を平均3%引き上げるとともに、期末勤勉手当について、民間の支給率に見合うよう0.1月分引き上げて年間4.6月分とするというものである。

また、「給与制度のアップデート」と称して、現下の人事管理上の重点課題に対応するため、令和7年4月1日を施行日として、俸給及び諸手当についての包括的な整備を実施するとしている。

政府は、この勧告を実施するための法案を提出し、その法案は可決・成立しており、本市においても、令和7年2月市議会定例会において、人事院勧告等を踏まえた条例改正案を提出する予定である。

一方で、特別職報酬等については、市議会議員並びに市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の身分や職務の特殊性から、上記「情勢適応の原則」及び「均衡の原則」は適用されないが、従来から、特別職報酬等の改定に当たっては、人事院勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定を考慮してきている。

現在の市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び常勤の監査委員の給料の額は、一般職の職員の給料の減額に合わせて平成19年度に約4.8%の引下げ改定となったものが、制度改正により平成27年度に改定のあった教育長を除いては、現在まで15年以上、据え置かれているものである。なお、仮に一般職の職員の給料が今回の人事院勧告どおりに増額改定された場合、一般職の平成19年度以降の累積改定率は3.05%となるが、特別職の報酬等の決定に際し、一般職の給与改定状況はあくまでも考慮事項のひとつであり、これと単純に連動させるべきものではない点には十分留意する必要がある。

(5) 結 論

本審議会は、以上の諸点を中心に、特別職報酬等の妥当なあり方について率直な意見交換を行うとともに、慎重な審議を重ねてきた。

審議の中で、特別職報酬等が一定期間据置きとなっていること、近年物価が上昇傾向にあることや民間企業における賃上げの動向等を踏まえ、引上げを検討する時期にあるとする意見があった。

一方で、他団体との比較において概ね均衡が保たれていること、現在の

ところ市の財政面は安定しているとはいえ、引き続き、将来を見据えた持続可能な財政運営に努める必要があることなどから、現時点で特別職の報酬等を増減すべき理由はないとする意見があった。また、一般職の職員の給与水準は回復基調にあるが、物価の上昇は低所得者ほど影響が大きく、今後、社会的弱者への更なる支援が求められることなどを考慮すれば、現時点で増額することに市民の理解は得られ難いと考えられることから、現状維持とすべきという意見が多数を占めた。

こうした審議を踏まえ、本審議会では、特別職報酬等について「現行の額及び支給率に据え置くことが妥当である」との結論に至ったものである。

なお、審議の過程で、以下の意見等があったことを申し添える。

- i) 教育長を除けば15年以上も据置きとなっていることや、職によっては近隣市の平均を下回るものもあるため、他市の動向や社会情勢を考慮しつつ、今後、引上げを検討してもよいと考える。
- ii) 常勤の監査委員については、近隣市と比較すると特に低い水準にあるため、改定を検討してもよいと考える。
- iii) 定性的な事項のみではなく、定量的な考慮事項による判断材料も必要である。例えば企業会計を参考とした公会計における独自の会計数値の設置や、業績評価指標を設定するなどが考えられる。これまでと同様の考慮事項に固執することなく、新しい報酬等の決め方について考える必要がある。
- iv) 市川市を魅力ある市とするには特別職の報酬等も一定程度の高い水準を保つ必要があると考える。
- v) 議員については、議員定数を超えた立候補者がおり、現行の報酬額でもある程度の魅力ある職と考えられることから、人材確保を目的に報酬を改定する必要はないと考える。
- vi) 議員の中には、報酬を生活給としている者も少なからずいることから、物価変動等の社会情勢に合わせた改定も視野に入れた方がよい。
- vii) 任期中の功績を評価し、報酬等に反映できる仕組みがあってもよい

と考える。

- viii) 副市長について、1人体制時と2人体制時では所掌事務も分担されることから、給料額に差をつけてもよいと考える。

市川市特別職報酬等審議会

会 長	田 口 安 克
副 会 長	瀧 上 信 光
委 員	大 野 京 子
委 員	小 林 俊 之
委 員	紺 野 大 輔
委 員	塩 田 喜 美 子
委 員	芝 田 弘 一
委 員	鈴 木 麻 由 美
委 員	冨 永 滋
委 員	戸 村 節 子
委 員	知 久 有 美
委 員	長 尾 朋 聡
委 員	中 田 和 典
委 員	細 川 ひ ろ み
委 員	森 紋 子